JATET-L-7110-3

演出空間用調光装置の
安全確保のための表示ガイドライン

公益社団法人　劇場演出空間技術協会
JATET : THEATRE AND ENTERTAINMENT TECHNOLOGY ASSOCIATION,JAPAN

制定：平成　９年　２月
改正：平成１４年１０月
改正：平成２０年　３月
確認：平成２５年　３月
改正：平成２６年　３月

　この規格については少なくとも５年を経過する日までに審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

ま　え　が　き

演出空間用調光装置の安全確保に関しては，製造者による安全な製品の供給と，使用者による安全を配慮した正しい取扱いが必要である。演出空間用調光装置の大半の使用者は専門的な知識を持っているが，製造者としては，安全な取扱いを理解願うには表示の分かりやすさが重要となる。

従来から演出空間用調光装置の取扱説明書などにこれらの表示は行われているが，危険の度合いや，指示事項の表現方法，内容が製品ごとに異なるなど，必ずしも使用者に明確なものになっていない。

安全への社会的な関心の高まりとあいまって，使用者に対する安全確保のための情報提供の重要性は増している。

演出空間用調光装置は，技術の進歩も著しいことから，効果的な表示は，それぞれの製品に即した表示にする必要がある。しかし，これらの表示をすべて共通のガイドラインとして定めることは困難であり，また適切でもないことから，基本的な考え方と据置形調光装置及び移動形調光装置の表示事項チェックリストをガイドラインとしてまとめた。

実際の運用に当たっては，各企業が，本ガイドラインに基づいて，詳細な基準を作成のうえ，対応していただきたい。

初版において，（社）劇場演出空間技術協会の「演出空間用調光装置の安全に関する調査委員会」において分かりやすい表示のあり方を検討し，基本となる「安全確保のための表示ガイドライン」を作成したが，平成１１年に，「劇場等演出空間電気設備指針」が制定されたことにより，今回，「JATET-L 規格改正調査委員会」において，法規に適合した基本となる「安全確保のための表示ガイドライン」を改正した。

目　　次

まえがき

第1章　安全確保のための表示ガイドライン

１．目的 …… 1
２．適用範囲 …… 1
３．表示に関する基本的な考え方 …… 1
４．表示の対象とする事項 …… 1
５．危害・損害の程度とその区分 …… 1
⑴「危険」
⑵「警告」
⑶「注意」
⑷分類レベルに対応する区分
６．表示すべき事項 …… 2
⑴表示の要否
⑵製品本体への表示
⑶取扱説明書、施工説明書への表示
⑷カタログへの表示
７．表示内容とその表現方法 …… 3
⑴使用者、施工者、保守点検者の想定
⑵表示内容の検討
⑶注意喚起シンボルとシグナル用語
⑷指示文表示
⑸絵表示
８．表示の手段 …… 4
⑴表示の大きさ
⑵製品本体への表示
⑶取扱説明書、施工説明書及びカタログなどへの表示
⑷ラベル、タグによる表示
９．安全点検の表示 …… 5
１０．表示内容の充実とその改善 …… 5
１１．ガイドラインの運用 …… 5
付表－１　警告表示の注意喚起シンボルとシグナル用語 …… 6
付表－２　警告表示用図記号 …… 7
付表－３　製品本体への警告表示の基本例 …… １０
付表－３(A) 製品本体への警告表示の例　単一表示 …… １０
付表－３(B) 製品本体への警告表示の例　複数表示 …… １１
付表－４　取扱説明書への警告表示の例 …… １２
付表－５　施工説明書への警告表示の例 …… １３
付表－６　取扱説明書、施工説明書などへの安全点検の表示 …… １４

第２章　安全確保のための表示事項チェックリスト

Ａ．据置形調光装置 …… １５
Ｂ．移動形調光装置 …… ２２

第１章　安全確保のための表示ガイドライン

１．目的

本ガイドラインは，演出空間用調光装置の安全な使用を確保し「人身への危害と財産への損害を防ぐための警告表示」と，長期使用に際して，安全性を維持する「安全点検のための表示」に関して基本的な事項と考え方を示す。

２．適用範囲

日本国内で販売を目的とする調光装置への表示で，製造業者，販売業者（含む輸入業者）による，使用者対象の製品説明及び取扱説明のための「製品本体への表示，取扱説明書，カタログ及びこれらに準じる資料」と施工業者及び保守点検対象者への製品説明及び施工説明のための「製品本体への表示，施工説明書及びこれらに準じる資料」の安全確保及び安全維持の表示に適用する。

３．表示に関する基本的な考え方

⑴ 開発時点における製品安全技術の水準から，技術的手段では合理的に対応できないと考えられる事項に関して表示を行う。

⑵ 表示の内容は製品の使用者，施工者，保守点検者の知識，習慣，能力及び常識などを考慮し，十分理解が得られるものとする。

⑶ 表示を効果的に行うため，人身への危害，財産への損害の程度を「危険」・「警告」・「注意」の 3 つのレベルに分類し，それぞれに適した表示を行う。

⑷ 表示は原則として次の 4 つの要素で行う。

- ・注意喚起シンボル　：危険の潜在を示す記号。
- ・シグナル用語　　：危険のレベルを示す用語。
- ・絵表示　　：危険の内容や回避方法を表す図記号及び絵を必要に応じ表示。
- ・指示文表示　　：危険の内容や回避方法などを指示する文章。

⑸ 表示事項は製品購入から廃棄に至るまでの製品の各使用段階を対象とする。

⑹ 表示の必要の有無は，各製品の機能，性能等により判断し，各社で取捨選択できるものとする。

ただし，各製品への表示の実施にあたっては，本ガイドラインに基づくものとする。

４．表示の対象とする事項

製品の購入から廃棄に至る製品の各使用段階について，製品の特性を考慮したうえ，安全確保に関する次の事項の表示を行う。

Ａ．据置形調光装置

(1) 購入に関する事項。
(2) 据付・施工に関する事項。
(3) 使用前の準備に関する事項。
(4) 使用方法に関する事項。
(5) 保守・点検に関する事項。
(6) 異常時の処置に関する事項。
(7) 保管に関する事項。
(8) 廃棄に関する事項。

Ｂ．移動形調光装置

(1) 購入に関する事項。
(2) 設置・取付に関する事項。
(3) 使用前の準備に関する事項。
(4) 使用方法に関する事項。
(5) 保守・点検に関する事項。
(6) 異常時の処置に関する事項。
(7) 保管に関する事項。
(8) 廃棄に関する事項。

５．危害・損害の程度とその区分（注意喚起シンボルとシグナル用語）

取扱いを誤った場合，発生が想定される危害・損害の程度を次の 3 つのレベルに分類し，それぞれを所定の注意喚起シンボルとシグナル用語で表示する。

⑴ 「危険」（ＤＡＮＧＥＲ）

取扱いを誤った場合，使用者，施工者，保守点検者が死亡または重傷を負う危険が切迫し

て生じることが想定される場合。
・注意喚起シンボルとシグナル用語は，付表－１による。
・この表示は，限定的に使用し多用しない。

⑵ 「警告」（ＷＡＲＮＩＮＧ）
取扱いを誤った場合，使用者，施工者，保守点検者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合，軽傷または物的損害が発生する頻度が高い場合。
・注意喚起シンボルとシグナル用語は，付表－１による。

⑶ 「注意」（ＣＡＵＴＩＯＮ）
取扱いを誤った場合，使用者，施工者，保守点検者が軽傷を負う危険が想定される場合及び物的損害のみの発生が想定される場合。
・注意喚起シンボルとシグナル用語は付表－１による。
備考 Ⓐ「重傷」とは，失明，けが，やけど，感電，骨折，中毒などで，後遺症が残るもの及び治療に入院・長期の通院を要するものをいう。
Ⓑ「軽傷」とは，治療に入院・長期の通院を要しない，けが，やけど，感電などをいう。
Ⓒ「物的損害」とは，舞台・スタジオなどの他の設備機器等に関わる拡大損害をいう。

⑷ 分類レベルに対応する区分
演出空間用調光装置に対する「危険」・「警告」・「注意」の３レベルに対応する発生の可能性区分について，基本的考え方を次に示す。

危害，損害の程度＼発生の可能性	大（切　迫）	中（可能性）	小（想　定）
死亡	危険	警告	
重傷			
軽傷・物的損害	警告	注意	

６．表示すべき事項

⑴ 表示の要否
演出空間用調光装置の表示の手段に対し，表示の要否は次による。

表示の手段＼分類レベル	危険	警告	注意
製品本体	◎	○	○
取扱説明書	◎	◎※1	○
施工説明書	◎	◎※2	○
カタログ	◎	◎※3	○

◎ 原則表示
○ 選択表示

※1 取扱説明書を必要としない機器については，取扱説明書への表示は行わない。
※2 施工説明書を必要としない機器については，施工説明書への表示は行わない。
※3 購入以前には，不要と考えられる事項についてはカタログ，仕様書，図面等への表示は行わない。

⑵ 製品本体への表示
製品本体への表示は，次の点を留意すること。
① 法規上表示を義務づけられている事項は，その法規に従った表示をすること。
② 表示は，使用上支障のないようにすること。

③ 使用者，施工者，保守点検者が専門家であることに留意し，表示はできるだけ簡潔にすること。
④ 銘板表示に使用情報表示されている内容に対する警告及び注意表示は，省略してもよい。

⑶ 取扱説明書，施工説明書への表示

演出空間用調光装置は，特殊な使用環境で使用するため製品本体への警告表示に制限がある。

従って，これらを補足するとともに使用者，施工者，保守点検者に対し，正常に使用してもらうためには取扱説明書，施工説明書等で周知徹底を図る必要がある。

取扱説明書，施工説明書への表示は，次の点を留意すること。

① 法規上表示を義務づけられている事項は，その法規に従った表示をすること。
② 本体表示への補足説明を十分に行う記載をすること。
③ 本体への表示が困難な事項に対する警告及び注意表示は，その事項を必ず見やすい方法で表示すること。
④ 前項「**４．表示の対象とする事項**」に対する内容を表示すること。
⑤ 安全点検に対する説明を明確にすること。

⑷ カタログへの表示

製品を取扱うにあたり予備知識として，使用者があらかじめ認識しておかなければならない事項を記載すること。

① 法規上表示を義務づけられている事項は，その法規に従った表示をすること。
② 製品本体，取扱説明書及びその他の表示に相互に矛盾した表現や内容の表示がないかなど十分に確認すること。
③ 本体表示された表示は，必ず記載すること。

７．表示内容とその表現方法

次の事項は表示の手段（製品本体，取扱説明書，施工説明書，カタログなど）のすべてに関して適用する。

⑴ 使用者，施工者，保守点検者の想定

表示はその製品の使用者，施工者，保守点検者を想定して行う。

但し，在日外国人を想定して日本語と外国語の併記については，各社の自主性に委ねる。

⑵ 表示内容の検討

次の項目を具体的に検討し，危険を予防したり回避する具体的な行動を促す事項や内容を表示の媒体に応じて表示を行う。

① 取扱いを誤った場合，どんな危害や損害が発生するのか。
② その発生の可能性（度合い）はどのくらいか。
③ 危害や損害の程度はどのくらいか。
④ その危害や損害を避けるにはどうすればよいか。
⑤ 発生した場合の処置はどうすればよいか。
⑥ 据付・設置，移設に伴って危害や損害発生の恐れがあり，製造業者から施工業者（含む販売業者）への依頼を必要とする事項を明記する。

⑶ 注意喚起シンボルとシグナル用語

表示事項には必ず注意喚起シンボルとシグナル用語を付け，目立つよう配慮する。

付表－１による。

⑷ 指示文表示

① 文章は簡潔明瞭でわかりやすく，誤解を生じないものであること。

また「必ず守ること」，「・・・を禁止」など行動を直接指示する言葉を伴って，明確

に危険防止の指示を与えるものであること。

② 指示の内容に禁止事項と要請事項の両方を含む場合は，まず禁止事項を優先して表示し，ついで要請事項を表示することを原則とする。

なお，次項の絵表示で理解される場合は，その指示文を省略してもよい。

③ 文章の表現においては次の要点に配慮する。

⒜ 単文構造で表現する。

敬語や謙譲語表現はわかりにくくなるのでなるべく使わない。

⒝ 一文節は一意とし，理解しやすくする。

⒞ 一文節は原則として40字以内とする。長くなると意味がとりにくくなる。

⒟ 能動態表現とする。受動態表現はわかりにくくなるので使わない。

⒠ 代名詞による部品や部分の指示は，あいまいとなりやすいので使わない。

⒡ 表示に使う用字・用語は，「用字用語辞書」を，技術用語は「JIS工業用語大辞典」を参考とし，専門用語，技術用語は必要最小限とする。

⒢ 漢字の使用は，原則として常用漢字の範囲内とする。

⑸ 絵表示

① 一目で表示の要点が理解できるよう必要に応じ図記号や絵を用いる。

付表－２に指示する注意マーク，禁止マークまたは強制マークを添える。

② 統一的に使用する図記号は付表－２による。

８．表示の手段

⑴ 表示の大きさ

表示の大きさは，注意喚起シンボル，シグナル用語及び絵表示については，原則として１辺が8㎜の基本正方形とし、指示文についても，3㎜以上を原則とし，適切な距離から十分読める大きさの文字とする。

⑵ 製品本体への表示

製品本体への警告表示の基本例を付表－3に示す。

製品本体への表示は，次の事項を考慮して行う。

① 製品本体への表示は，次の方法とすること。

⒜ 単一表示事項に対しては，注意喚起シンボルとシグナル用語を付けて表示すること。

なお，表示例を付表－３(A)に示す。

⒝ 注意喚起レベルが同一で注意事項が複数ある場合は，一つの注意喚起シンボルとシグナル用語に対し，表示事項をまとめて表示してもよい。

なお，表示例を付表－３(B)に示す。

② 製品本体への表示は，彫刻，印刷，本体に付着させたラベルなど，適切な方法を採用する。

③ その製品を使用するとき，設置するとき又は操作するとき，使用者から容易に見え，読める位置にあること。

④ 表示は，容易に摩耗・油・ほこりなどで色褪せたり，損傷したり，汚れたりしない位置とする。

また，上記の不具合を生じない素材，インク，接着剤を使用する。

⑤ 表示は，長期の使用を考慮して十分な耐久性を持つこと。

また，上記の耐久性を持つような素材，インク，接着剤を使用する。

⑶ 取扱説明書，施工説明書及びカタログなどへの表示

取扱説明書，施工説明書及びカタログなどへの表示は，次の事項を考慮して行う。

なお，取扱説明書の表示例を付表－４，施工説明書の表示例を付表－５に示す。

① 製品本体に表示した表示事項は，取扱説明書，施工説明書に表示する事を原則とする。

② 説明文の文字は，容易に見える大きさとし，3㎜以上を原則とする。

③ 取扱説明書の表示の「見出し」は，ゴシック文字を使用するなど他の見出し以上に強調して表示する。

④ 製品の特性に応じて取扱説明書，施工説明書への表示はまとめて，冒頭のページなど最も目立つところに箇条書きで記載する。

必要に応じて本文中の関連箇所にも重複記載する。

この場合，注意喚起シンボルとシグナル用語はその都度表示するほか，字体や色，レイアウトで目立つように配慮する。

⑤ 製品本体と取扱説明書，施工説明書，カタログその他の表示に，相互に矛盾した表現や内容の表示がないかなど十分に確認する。

⑥ 安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とするなど，購入前に使用者に知らせる必要のある事項はカタログに記載する事を原則とする。

⑦ 販売業者・施工業者などによる使用者への助言の便宜を考慮し，必要に応じてサービス技術資料にも表示する。

⑷ ラベル，タグによる表示

製品本体への表示が困難な場合は，ラベルまたはタグによる表示も可とする。

この場合，表示の要領は製品本体への表示に従う。

なお，容易にはずれない方法で行うこと。

９．安全点検の表示

製品を長期にわたって使用する場合，安全性を維持するためには，次の事項に関して使用者自身による日常点検と製造業者・専門業者による定期点検及び修理が大切である。

取扱説明書に絵，文章などにより使用者に対して安全点検の啓発を行う。

また，必要に応じてカタログへの表示を行う。

なお，表示例を付表－６に示す。

(1) 絵，文章などにより，点検を要すると考えられる製品の状態を具体的に表示する。

(2) 定期的な点検が必要と考えられる場合は，必要に応じてその年数を表示する。

(3) 所定の年数で交換を必要とする部品があれば，必要に応じて表示する。

(4) 表示事項は，使用者自身で日常点検を実施する内容，製造業者への依頼を要する場合など，とるべき処置を表示する。

(5) 天災地変後の使用再開に関する注意事項を表示する。

１０．表示内容の充実とその改善

製造業者（含む販売業者）は製品ごとに，事故事例及び製品安全性の進歩を評価，勘案し，現在の表示内容，表示方法，表示手段，危害・損害レベルについて，定期的な見直しを行う。

また，製品ごとに統一的で効果的な表示を行うため，本ガイドラインに従う。

１１．ガイドラインの運用

本ガイドラインに関し，追加，改正の必要が生じた場合には，㈳劇場演出空間技術協会関係委員会へ提案する。

関係委員会は，追加，改正の要否を判断し，改正作業を行う。

付表－１　**警告表示の注意喚起シンボルとシグナル用語**

（1）「危険」

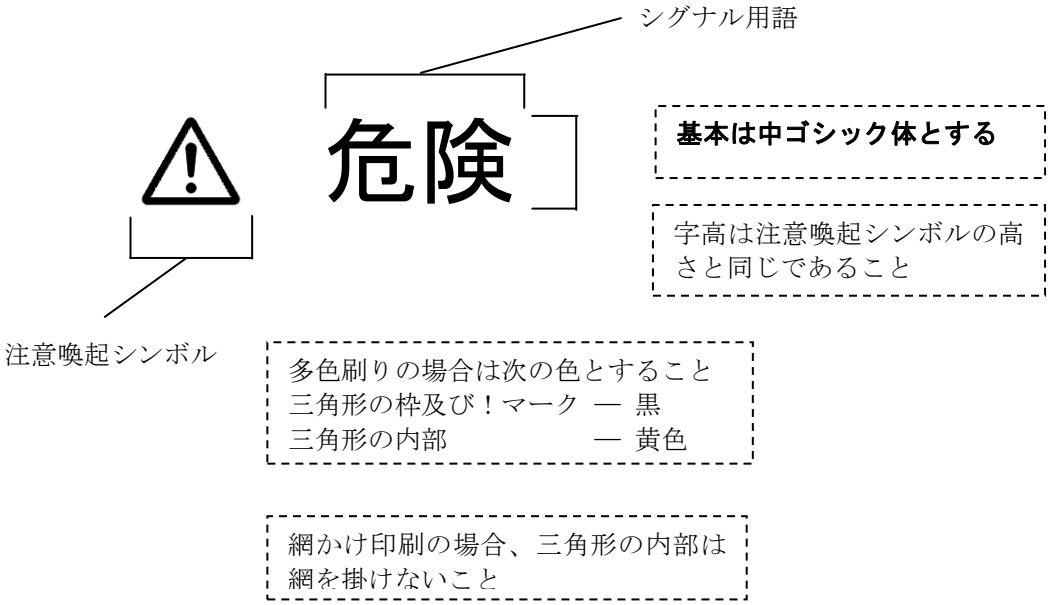

（2）「警告」

（3）「注意」

付表－２　**警告表示用図記号**

１．注意（危険、警告も含む）

左の三角形の中に具体的な注意事項の記号を記入する。
色彩を用いる場合には、JIS Z 9101、ISO 3864 では三角形と記号を黒とし、
三角形の内部を黄色としているので、それに準ずることが望ましい。

	図記号	タイトルおよび意味	関連規格
1-01		ﾀｲﾄﾙ：一般 意味：特定しない一般的な注意、警告、危険の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.1
1-02		ﾀｲﾄﾙ：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.2
1-03		ﾀｲﾄﾙ：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.3
1-04		ﾀｲﾄﾙ：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.4
1-05		ﾀｲﾄﾙ：回転物注意 意味：モーター、ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる傷害の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.6
1-06		ﾀｲﾄﾙ：指を挟まれないよう注意 意味：ドアー、挿入口などで、指が挟まれることによって起こる可能性を注意する通告に用いる。	関連規格なし 但し手のデザインは ISO 7001-019 Do not dispose of rubbish here に準拠している

２．禁止

左の⃠の中に具体的な禁止事項の記号を記入する。
色彩を用いる場合には、JIS Z 9101、ISO 3864 では⃠を赤、記号を黒としているので、それに準ずることが望ましい。２色印刷を行う場合には、⃠の斜線と記号の間に間隔を設けてもよい。

	図記号	タイトルおよび意味	関連規格
2-01		ﾀｲﾄﾙ：一般意味：特定しない一般的な禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 5.1
2-02		ﾀｲﾄﾙ：火気禁止 意味：特定の条件において、外部の火気によって製品が発火する可能性がある場合の禁止の通告に用いる	JIS S 0101 の 6.1.1
2-03		ﾀｲﾄﾙ：接触禁止 意味：特定の条件において、機器の特定の場所に触れることによって傷害が起こる可能性がある場合の禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.1.2
2-04		ﾀｲﾄﾙ：分解禁止 意味：機器を分解することで感電などの傷害が起こる可能性がある場合の禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.1.4

３．強制

左の●の中に具体的な強制事項の記号を抜きで記入する。
色彩を用いる場合には、JIS Z 9101、ISO 3864 ではブルーとするとしているので、それに準ずることが望ましい。

	図記号	タイトルおよび意味	関連規格
3-01		ﾀｲﾄﾙ：一般 意味：特定しない一般的な使用者の行為を指示する表示に用いる。	JIS S 0101 の 6.3.1
3-02		ﾀｲﾄﾙ：電源プラグをコンセントから抜け 意味：故障時や落雷の可能性がある場合、使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する場合に用いる。	関連規格なし 但しイラストの意味は JIS S 0101 の 6.3.2 に準拠している
3-03		ﾀｲﾄﾙ：必ずアース線を接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者に必ずアース線を接続するように指示する表示に用いる。	関連規格なし 但し内部イラストは IEC 417-5017 Earth(ground)に準拠している

付表－3　　**製品本体への警告表示の基本例**

・実際の大きさや比率は適時変更してよい。

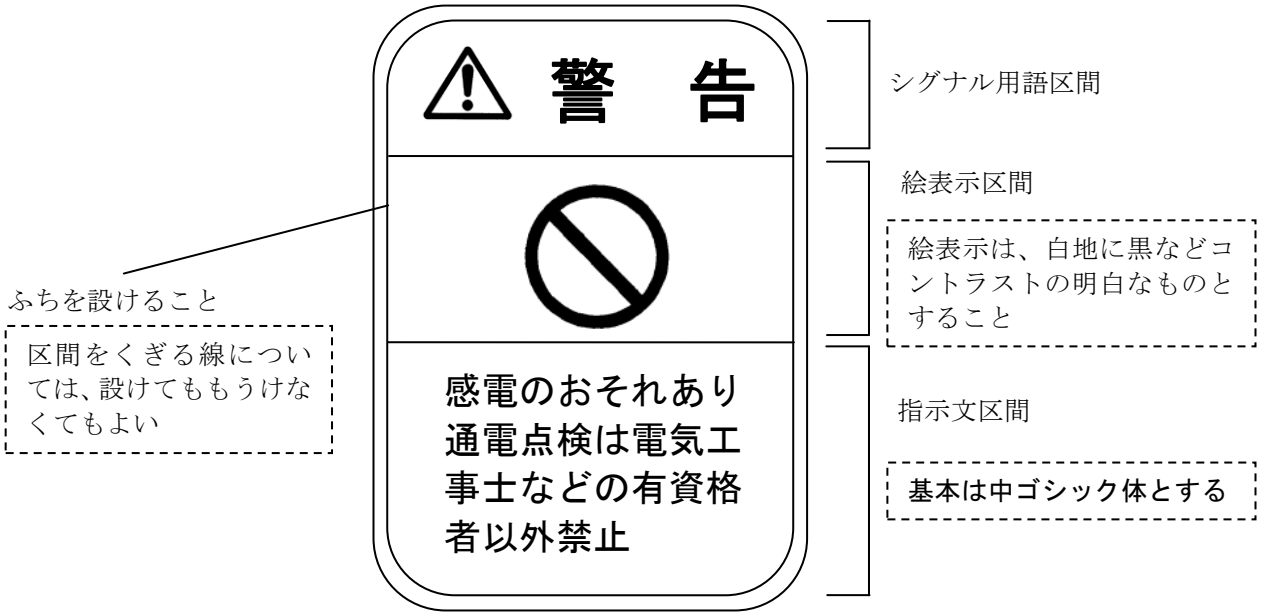

付表－3　（A）　**製品本体への警告表示の基本例　単一表示**

１．横型

２．縦型

付表－3　（B）　**製品本体への警告表示の基本例　複数表示**

１．横型

２．縦型

付表－４　**取扱説明書への警告表示の例**

安 全 上 の 注 意

⚠ 警　　告

●装置の通風口をふさぐ物が置かれていないか確認してください。
ふさがれていると装置内部温度が上昇し、火災・故障の原因になります。

●装置の通電点検は、電気工事士などの有資格者が行ってください。
感電のおそれがあります。

●装置を分解、改造をしないでください。
火災・感電・故障の原因になります。

●・・・・・・・・・・

⚠ 注　　意

●装置の使用前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。
お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用してください。

●装置を取扱う場合は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」
などの専門家が行ってください。
未熟練者がけでの対応は間違いの原因になるおそれがあります。

●装置は発熱します。必ず換気されているか確認してください。
火災・感電・故障の原因になります。

●調光器に適合しない電気機械器具を接続していないか確認してください。
調光器の故障や電気機械器具の損傷・故障の原因になります。

●・・・・・・・・・・

付表－5　**施工説明書への警告表示の例**

安 全 上 の 注 意

⚠ 警　　告

●装置の通風口をふさぐ物を周囲に設置しないでください。
ふさがれていると装置内部温度が上昇し、火災・故障の原因になります。

●装置の通電点検は、電気工事士などの有資格者が行ってください。
感電のおそれがあります。

●配線工事葉、電気設備技術基準・内線規定を遵守して行ってください。
正しい工事を行わないと火災・感電・故障の原因になります。

●・・・・・・・・・・

⚠ 注　　意

●装置の据付・施工前に必ず施工説明書をよくお読みいただき、
正しい施工を行ってください。

●据付・施工、配線工事は、電気工事士などの有資格者が行ってください。」
有資格者以外お工事は、法律で禁止されています。

●接地線葉、接地端子に確実に接続してください。
感電・故障のおそれがあります。

●絶縁抵抗測定は、施工説明書に従って行ってください。
測定方法を誤ると、調光器が故障するおそれがあります。

●・・・・・・・・・・

付表− 6　取扱説明書，施工説明書などへの安全点検の表示

１．点検表示事項

⑴　日常点検
- ⒜日常点検の勧め
- ⒝点検内容
- ⒞点検時の注意事項
- ⒟不良箇所の整備
- ⒠整備作業上の注意事項

⑵　定期点検
- ⒜定期点検の勧め
- ⒝定期点検の依頼先の表示
- ⒞定期点検の時期

⑶　修理
- ⒜修理の判断事項
- ⒝修理の依頼先の表示

第２章　安全確保のための表示事項

チェックリスト

A．据置形調光装置

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
						本体		取扱説明書	施工説明書	カタログ	
			危険	警告	注意	銘板	シンボル				
(1)購入	①使用環境の制限	・装置は屋内用です。屋外に設置しないでください。 屋外で使用すると，火災・感電・故障の原因になります。			○					○	
		・装置は発熱します。必ず換気された場所に設置してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○					○	
		・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等の環境は避けて 設置してください。火災・感電・故障の原因になります。			○					○	
	②使用条件の制限	・装置を安全に正常動作を維持するため，定期的に製造業者，専門業者の 点検・調整を受けてください。			○					○	
		・装置の通風口をふさぐ物を周囲に設置したり，置かないでください。 ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○			○	
		・調光器に適合しない電気機械器具を接続しないでください。 調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○					○	
(2)据付・施工	①施工説明書を読むことへの要請	・装置の据付・施工前に必ず施工説明書をよくお読みいただき， 正しい 施工を行ってください。			○				○		
	②施工者に関する制限，禁止	・据付・施工，配線工事は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 有資格者以外の工事は，法律で禁止されています。		○					○	○	
	③据付・施工方法の禁止事項	・装置は屋内用です。屋外に設置しないでください。 屋外で使用すると， 火災・感電・故障の原因になります。			○				○		
		・装置は発熱します。必ず換気された場所に設置してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○				○		
		・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等の環境は避けて 設置してください。火災・感電・故障の原因になります。			○				○		
		・装置の通風口をふさぐ物を周囲に設置しないでください。 ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○		○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区分			表示媒体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑵据付・施工	③据付・施工方法の禁止事項	・配線工事は，電気設備技術基準・内線規程を遵守して行ってください。 正しい工事を行わないと火災・感電・故障の原因になります。		○					○	○	
		・筐体への通線穴加工時，筐体内部に切粉やゴミが入らないように養生等の 処置をしてください。感電・故障の原因になります。			○				○		
		・配線は，適合した電線，圧着端子を使い，接続ネジを確実に締めてください。 ネジがゆるんでいると火災・発熱の原因になります。			○				○		
		・据付時は，装置取付面の水平を確認し，施工説明書に従って正しく固定 してください。地震などで転倒するおそれがあります。			○				○		
		・接地線は，接地端子に確実に接続してください。 感電・故障のおそれがあります。			○				○		
		・調光器に適合しない電気機械器具を接続しないでください。 調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○				○		
		・装置の接地端子に音響・通信機器等の接地線を接続しないでください。 音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○				○		
		・調光電源に音響・通信機器等を接続しないでください。 音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○				○		
		・操作卓の接地端子に放電灯（クセノン・HMI 等）の接地線を接続しない でください。操作卓の誤動作の原因になります。			○				○		
		・装置の通電点検は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 感電のおそれがあります。		○			○		○	○	
		・保護カバーを取外す時は，必ず開閉器をオフにしてから行ってください。 感電のおそれがあります。			○				○		
		・施工時に取外した端子カバー・保護カバー・相間バリア等は，必ず元の 位置に取付けてください。感電のおそれがあります。			○				○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑵据付・施工	③据付・施工方法の禁止事項	・ニュートラル端子の開閉は，必ず遮断器をオフにしてから行ってください。 火災・感電のおそれがあります。			○				○		
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。 感電・故障の原因になります。			○				○		
		・絶縁抵抗測定は，施工説明書に従って行ってください。 測定方法を誤ると，調光器が故障するおそれがあります。			○				○		
		・装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○				○		
		・装置に濡れた手で触れないでください。 感電のおそれがあります。			○				○		
		・遮断器がトリップした時は，必ず原因を取除いてから再投入してください。 火災・感電・故障のおそれがあります。			○				○		
		・ヒューズが溶断した時は，必ず同一形式・容量の物と交換してください。 指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○				○		
⑶使用前の準備	①取扱説明書を読むことへの要請	・装置の使用前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。 お読みいただいた後は大切に保管し，必要なときに活用してください。			○			○			
	②使用前の準備を行う者の制限，禁止	・装置の使用前の準備は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」 などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因になるおそれがあります。			○			○			
	③使用前の点検	・装置の日常点検を実施してください。点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。			○			○			
		・装置は発熱します。換気されているか確認してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○			

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑶使用前の準備	③使用前の点検	・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等がないか確認してください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
		・装置の通風口をふさぐ物が置かれていないか確認してください。ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○	○			
		・調光器に適合しない電気機械器具を接続していないか確認してください。調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○			○			
		・調光電源に音響・通信機器等を接続していないか点検してください。音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○			
		・装置の接地端子に音響・通信機器等の接地線を接続していないか点検してください。音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○			
		・操作卓の接地端子に放電灯（クセノン・HMI 等）の接地線を接続していないか点検してください。操作卓の誤動作の原因になります。			○			○			
		・操作ケーブルが無理に引張られてないか点検してください。感電・故障の原因になります。			○			○			
		・装置の扉が確実に閉じているか確認してください。感電のおそれがあります。			○			○			
		・装置に強い衝撃を与えないでください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
		・装置に濡れた手で触れないでください。感電のおそれがあります。			○			○			
		・遮断器のトリップを点検してください。トリップ時は，必ず原因を取除いてから再投入してください。火災・感電・故障のおそれがあります。			○			○			
		・ヒューズの溶断を点検してください。溶断時は，必ず同一形式・容量の物と交換してください。指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○			○			

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑶使用前の準備	③使用前の点検	・操作卓の上に灰皿・飲食物等を置かれていないか確認してください。 感電・故障の原因になります。			○			○			
⑷使用方法	①使用者の制限，禁止	・装置を取扱う場合は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因になるおそれがあります。			○			○			
	②予想される誤使用の禁止	・装置の使用中は，扉を確実に閉じて使用してください。 感電のおそれがあります。			○			○			
		・装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
		・操作卓の近くで放電灯（クセノン・HMI 等）のオン／オフ操作を行わないでください。操作卓の誤動作の原因になります。			○			○			
		・装置に濡れた手で触れないでください。 感電のおそれがあります。			○			○			
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○			
		・遮断器がトリップした時は，必ず原因を取除いてから再投入してください。 火災・感電・故障のおそれがあります。			○			○			
		・ヒューズが溶断した時は，必ず同一形式・容量の物と交換してください。 指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○			○			

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑷使用方法	②予想される誤使用の禁止	・操作卓の上に灰皿・飲食物等を置かないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○			
	③分解，改造の禁止	・装置を分解，改造をしないでください。 火災・感電・故障の原因になります。		○			○	○		○	
	④交換部品の制限，禁止	・交換部品は，メーカー指定の純正部品を使用し，取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。装置の火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
	⑤天災地変後の安全確保のための点検	・地震などの天災の後，再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
⑸保守・点検	①日常点検の勧め	・装置の日常点検を実施してください。点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。			○			○			
	②点検（整備）者の制限，禁止	・装置の点検（整備）は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
	③点検や清掃についての要望事項	・装置の点検・清掃時は，必ず電源を切ってください。 電源を切らないと感電するおそれがあります。			○			○			
		・通風口がホコリなどでふさがっていないか点検し，清掃してください。 火災・故障の原因になります。			○			○			
		・装置の通電点検は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 感電のおそれがあります。		○			○	○		○	
		・保護カバーを取外す時は，必ず開閉器をオフにしてから行ってください。 感電のおそれがあります。			○			○			
		・点検時に取外した端子カバー・保護カバー・相間バリア等は，必ず元の位置に取付けてください。感電のおそれがあります。			○			○			

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体					備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	施工説明書	カタログ	
⑸保守・点検	③点検や清掃についての要望事項	・ニュートラル端子の開閉は，必ず遮断器をオフにしてから行ってください。 火災・感電のおそれがあります。			○			○			
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○			
		・装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
		・装置に濡れた手で触れないでください。 感電のおそれがあります。			○			○			
	④点検をしないままでの使用の制限，禁止	・導電部接続ネジは，定期的に増し締めをしてください。 ネジがゆるんでいると火災・発熱の原因になります。			○			○			
		・絶縁抵抗測定は，取扱説明書に従って定期的に行ってください。 感電・故障の原因になります。			○			○			
	⑤定期点検の勧め	・装置を安全に正常動作を維持するため，定期的に製造業者，専門業者の点検・調整を受けてください。			○			○			
	⑥交換部品の制限，禁止	・交換部品は，メーカー指定の純正部品を使用し，取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。装置の火災・感電・故障の原因になります。			○			○			
⑹異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止	・煙が出たり，変な臭いがするなどの異常事態には，すぐに電源を切ってください。火災・感電の原因になります。			○			○			
	②異常時のとるべき処理	・装置の異常と思われるときには，異常の原因を究明してください。 容易に原因の究明ができない場合は，メーカーに修理依頼をしてください。			○			○			
	③天災地変後の安全確保のための点検	・地震などの天災の後，再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○			

B．移動型調光装置

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区分			表示媒体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑴購入	①使用環境の制限	・装置は屋内用です。屋外に設置しないでください。 屋外で使用すると，火災・感電・故障の原因になります。			○				○	
		・装置は発熱します。必ず換気された場所に設置してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○				○	
		・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等の環境は避けて 設置してください。火災・感電・故障の原因になります。			○				○	
	②使用条件の制限	・装置を安全に正常動作を維持するため，定期的に製造業者，専門業者の 点検・調整を受けてください。			○				○	
		・装置の通風口をふさぐ物を周囲に設置したり，置かないでください。 ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○		○	
		・装置の入力電源は，正しく選定して接続してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○				○	
		・調光器に適合しない電気機械器具を接続しないでください。 調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○				○	
		・輸送時は装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○				○	
⑵設置・取付	①取扱説明書を読むことへの要請	・装置の設置・取付前に必ず取扱説明書をよくお読みいただき，正しい 施工を行ってください。			○				○	
	②施工者に関する制限，禁止	・施工・据付は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 有資格者以外の工事は，法律で禁止されています。		○				○	○	
		・配線工事は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 有資格者以外の工事は，法律で禁止されています。		○				○	○	

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ	
						銘板	シンボル			
⑵設置・取付	③設置・取付者に関する制限，禁止	・劇場演出空間内での作業に伴う装置の取付・設置・移動・撤収は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は，間違いの原因になるおそれがあります。			○			○		
	④設置・取付方法の禁止事項	・装置は屋内用です。屋外に設置しないでください。 屋外で使用すると，火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置は発熱します。必ず換気された場所に設置してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等の環境は避けて設置してください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の設置・取付に方向性のある装置があります。取扱説明書に従って正しく設置してください。装置の転倒や火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の設置・取付時は，不安定な場所に設置しないでください。 装置の転倒や火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の通風口をふさぐ物を周囲に設置しないでください。 ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○	○		
		・配線工事は，電気設備技術基準・内線規程を遵守して行ってください。 正しい工事を行わないと火災・感電・故障の原因になります。		○				○	○	
		・配線は，適合した電線，圧着端子を使い，接続ネジを確実に締めてください。 ネジがゆるんでいると火災・発熱の原因になります。			○			○		
		・接地線は，接地端子に確実に接続してください。 感電・故障のおそれがあります。			○			○		
		・装置の入力電源は，正しく選定して接続してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ	
						銘板	シンボル			
⑵ 設置・取付	④ 設置・取付方法の禁止事項	・調光器に適合しない電気機械器具を接続しないでください。 調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の接地端子に音響・通信機器等の接地線を接続しないでください。 音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○		
		・調光電源に音響・通信機器等を接続しないでください。 音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○		
		・操作卓の接地端子に放電灯（クセノン・HMI 等）の接地線を接続しない でください。操作卓の誤動作の原因になります。			○			○		
		・装置の通電点検は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 感電のおそれがあります。		○			○	○	○	
		・保護カバーを取外す時は，必ず開閉器をオフにしてから行ってください。 感電のおそれがあります。			○			○		
		・設置・取付時に外した端子カバー・保護カバー・相間バリア等は， 必ず元の位置に取付けてください。感電のおそれがあります。			○			○		
		・ニュートラル端子の開閉は，必ず遮断器をオフにしてから行ってください。 火災・感電のおそれがあります。			○			○		
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○		
		・操作ケーブルコネクタは，確実に接続してください。 コネクタがゆるんでいると火災・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の移動は，電源を切ってから行ってください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・キャスタ付装置のキャスタは，移動時はフリーに，設置時はロックして ください。転倒により，ケガ・感電・故障の原因になります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ	
						銘板	シンボル			
⑵設置・取付	④設置・取付方法の禁止事項	・絶縁抵抗測定は，取扱説明書に従って行ってください。 測定方法を誤ると，調光器が故障するおそれがあります。			○			○		
		・装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置に濡れた手で触れないでください。 感電のおそれがあります。			○			○		
		・遮断器がトリップした時は，必ず原因を取除いてから再投入してください。 火災・感電・故障のおそれがあります。			○			○		
		・ヒューズが溶断した時は，必ず同一形式・容量の物と交換してください。 指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○			○		
⑶使用前の準備	①取扱説明書を読むことへの要請	・装置の使用前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。 お読みいただいた後は大切に保管し，必要なときに活用してください。			○			○		
	②使用前の準備を行う者の制限，禁止	・装置の使用前の準備は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」 などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は，間違いの原因になるおそれがあります。			○			○		
	③使用前の点検	・装置の日常点検を実施してください。点検の結果，取扱説明書に記載されて いる基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。			○			○		
		・装置は発熱します。換気されているか確認してください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等がないか確認 してください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の設置・取付に方向性のある装置が，正しく設置されているか確認 してください。装置の転倒や火災・感電・故障の原因になります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑶使用前の準備	③使用前の点検	・装置の設置・取付が，不安定な場所に設置されていないか確認してください。装置の転倒や火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の通風口をふさぐ物が置かれていないか確認してください。ふさがれていると装置内部温度が上昇し，火災・故障の原因になります。		○			○	○		
		・装置の入力電源が，正しく接続されているか確認してください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・調光器に適合しない電気機械器具を接続していないか確認してください。調光器の故障や電気機械器具の焼損・故障の原因になります。			○			○		
		・調光電源に音響・通信機器等を接続していないか点検してください。音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○		
		・装置の接地端子に音響・通信機器等の接地線を接続していないか点検してください。音響・通信機器等に障害が発生するおそれがあります。			○			○		
		・操作卓の接地端子に放電灯（クセノン・HMI 等）の接地線を接続していないか点検してください。操作卓の誤動作の原因になります。			○			○		
		・操作ケーブルが無理に引張られてないか点検してください。感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の扉が確実に閉じているか確認してください。感電のおそれがあります。			○			○		
		・装置に強い衝撃を与えないでください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置に濡れた手で触れないでください。感電のおそれがあります。			○			○		
		・操作ケーブルコネクタが，確実に接続されているか確認してください。コネクタがゆるんでいると火災・故障の原因になります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑶ 使用前の準備	③使用前の点検	・キャスタ付装置のキャスタが，ロックされているか確認してください。 ケガ・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・遮断器のトリップを点検してください。トリップ時は，必ず原因を取除いて から再投入してください。火災・感電・故障のおそれがあります。			○			○		
		・ヒューズの溶断を点検してください。溶断時は，必ず同一形式・容量の物と 交換してください。指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○			○		
		・操作卓の上に灰皿・飲食物等を置かれていないか，確認してください。 感電・故障の原因になります。			○			○		
⑷ 使用方法	①使用者の 制限，禁止	・装置を取扱う場合は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」 などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因になるおそれがあります。			○			○		
	②予想される誤使用 の禁止	・装置の使用中は，扉を確実に閉じて使用してください。 感電のおそれがあります。			○			○		
		・装置に強い衝撃を与えないでください。 火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・操作卓の近くで放電灯（クセノン・HMI 等）のオン／オフ操作を行わないで ください。操作卓の誤動作の原因になります。			○			○		
		・装置に濡れた手で触れないでください。 感電のおそれがあります。			○			○		
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○		
		・遮断器がトリップした時は，必ず原因を取除いてから再投入してください。 火災・感電・故障のおそれがあります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑷使用方法	②予想される誤使用の禁止	・ヒューズが溶断した時は，必ず同一形式・容量の物と交換してください。 指定品以外を使用すると火災・故障の原因になります。			○			○		
		・操作卓の上に灰皿・飲食物等を置かないでください。 感電・故障の原因になります。			○			○		
	③分解，改造の禁止	・装置を分解，改造をしないでください。 火災・感電・故障の原因になります。		○			○	○	○	
	④交換部品の制限，禁止	・交換部品は，メーカー指定の純正部品を使用し，取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。装置の火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
	⑤天災地変後の安全確保のための点検	・地震などの天災の後，再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
⑸保守・点検	①日常点検の勧め	・装置の日常点検を実施してください。点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。			○			○		
	②点検（整備）者の制限，禁止	・装置の点検（整備）は，「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
	③点検や清掃についての要望事項	・装置の点検・清掃時は，必ず電源を切ってください。 電源を切らないと感電するおそれがあります。			○			○		
		・通風口がホコリなどでふさがっていないか点検し，清掃してください。 火災・故障の原因になります。			○			○		
		・装置の通電点検は，電気工事士などの有資格者が行ってください。 感電のおそれがあります。		○			○	○	○	
		・保護カバーを取外す時は，必ず開閉器をオフにしてから行ってください。 感電のおそれがあります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑸保守・点検	④点検をしないままでの使用の制限，禁止	・点検時に取外した端子カバー・保護カバー・相間バリア等は，必ず元の位置に取付けてください。感電のおそれがあります。			○			○		
		・ニュートラル端子の開閉は，必ず遮断器をオフにしてから行ってください。火災・感電のおそれがあります。			○			○		
		・操作ケーブルを無理に引張らないでください。感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置に強い衝撃を与えないでください。火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
		・装置に濡れた手で触れないでください。感電のおそれがあります。			○			○		
		・導電部接続ネジは，定期的に増し締めをしてください。ネジがゆるんでいると火災・発熱の原因になります。			○			○		
		・絶縁抵抗測定は，取扱説明書に従って定期的に行ってください。感電・故障の原因になります。			○			○		
	⑤定期点検の勧め	・装置を安全に正常動作を維持するため，定期的に製造業者，専門業者の点検・調整を受けてください。			○			○		
	⑥交換部品の制限，禁止	・交換部品は，メーカー指定の純正部品を使用し，取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。装置の火災・感電・故障の原因になります。			○			○		

機器使用段階の分類		表　示　事　項	区　分			表　示　媒　体				備　考
			危険	警告	注意	本体 銘板	本体 シンボル	取扱説明書	カタログ	
⑹異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止	・煙が出たり，変な臭いがするなどの異常事態には，すぐに電源を切ってください。火災・感電の原因になります。			○			○		
	②異常時のとるべき処理	・装置の異常と思われるときには，異常の原因を究明してください。 容易に原因の究明ができない場合は，メーカーに修理依頼をしてください。			○			○		
	③天災地変後の安全確保のための点検	・地震などの天災の後，再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は，火災・感電・故障の原因になります。			○			○		
⑺保管時の禁止事項	①保管時の制限	・直射日光・高温・多湿・塵埃・腐食性ガス・振動・衝撃等の環境に保管しないでください。故障・絶縁不良の原因となります。			○			○		
		・再使用するときは，点検を必ず行ってから使用してください。 火災・感電・故障の原因となるおそれがあります。			○			○		

ＪＡＴＥＴ－Ｌ規格改正調査委員会

	氏　名	所　属
委員長	加　藤　憲　治	ライティングビッグワン株式会社
主　査	小　口　純　一	株式会社松村電機製作所
委　員	岡　田　一　雄	株式会社エクサート松崎
	斉　藤　公　治	Ｅ・Ａ・Ｔプラン株式会社
	高　橋　邦　男	パナソニック電工株式会社
	土　崎　研　一	丸茂電機株式会社
	中　島　　修	東芝ライテック株式会社

（アイウエオ順）

（公社）劇場演出空間技術協会

住所　東京都千代田区神田鍛冶町三丁目８番地６
第一古川ビル３階
TEL 03（5289）8858　FAX 03（3258）2400
URL http://www.jatet.or.jp/

複写・複製・電子/磁気媒体への入力等を禁じます。